

## 障害者福祉バス 利用に関する書類の送付方法変更のお知らせ

令和6(2024)年12月2日

平素は、本連合会事業推進に格別のご理解、ご協力を賜り厚く御礼申し上げます。

現在、福祉バス利用料 及び 福祉バス超過料金の請求書については、郵送にて送付しております。しなしながら、昨今の郵送料値上がりや郵送にかかる日数に遅れが生じており、また一方でメールでの送付に切り替える企業も増えているという現状から、本連合会も福祉バスの請求書についてはメールでの送付方法に変更させていただきます。

### 【変更前】

	郵送物	送付方法	送付予定日(目安)
利用前	請求書(バス利用料)	郵便(〒)にて	出発前までの いずれかの日にち
	障害者福祉バス利用通知書		
	超過料金見直しのお知らせ		
	障害者福祉バス運用変更のお知らせ		
	適格請求書発行事業者登録番号のご通知とご依頼 について(同封なしの場合もあり)		
	名古屋市障害者福祉バス ご利用者さまアンケート		
利用後	請求書(バス超過料金)		利用日の翌月内

### 【変更後】

	郵送物	送付方法	送付予定日(目安)
利用前	請求書(バス利用料)	メールにて	出発日の 20日前までに
	障害者福祉バス利用通知書		
	超過料金見直しのお知らせ		
	障害者福祉バス運用変更のお知らせ		
	適格請求書発行事業者登録番号のご通知とご依頼 について(同封なしの場合もあり)		
	名古屋市障害者福祉バス ご利用者さまアンケート		
利用後	請求書(バス超過料金)		利用日の翌月内

(⇒裏面に続く)

なお、今後の対応といたしましては、

- ① 今月(12月)からお渡しする利用申請書より【メールアドレス記入欄】を追加いたします  
⇒ 受け取りが可能なメールアドレスをご記入ください。
- ② 2月にご利用される福祉バスの請求書より、メールでの送付方法に変更いたします  
⇒ メールアドレスでの受け取りが難しい方は、個別にてご相談ください。

当福祉バス事業の継続と発展のためにも、皆様のご理解とご協力のほど、何卒よろしくお願い申し上げます。

ご不明点等あればお気軽にお問い合わせください。

以上

【問い合わせ先】

社会福祉法人名古屋市身体障害者福祉連合会 事務局  
TEL 052-682-0878 / FAX 052-671-3124  
jimukyoku@meishinren.or.jp